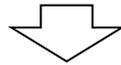


長野県第 13 次鳥獣保護管理事業計画の策定について

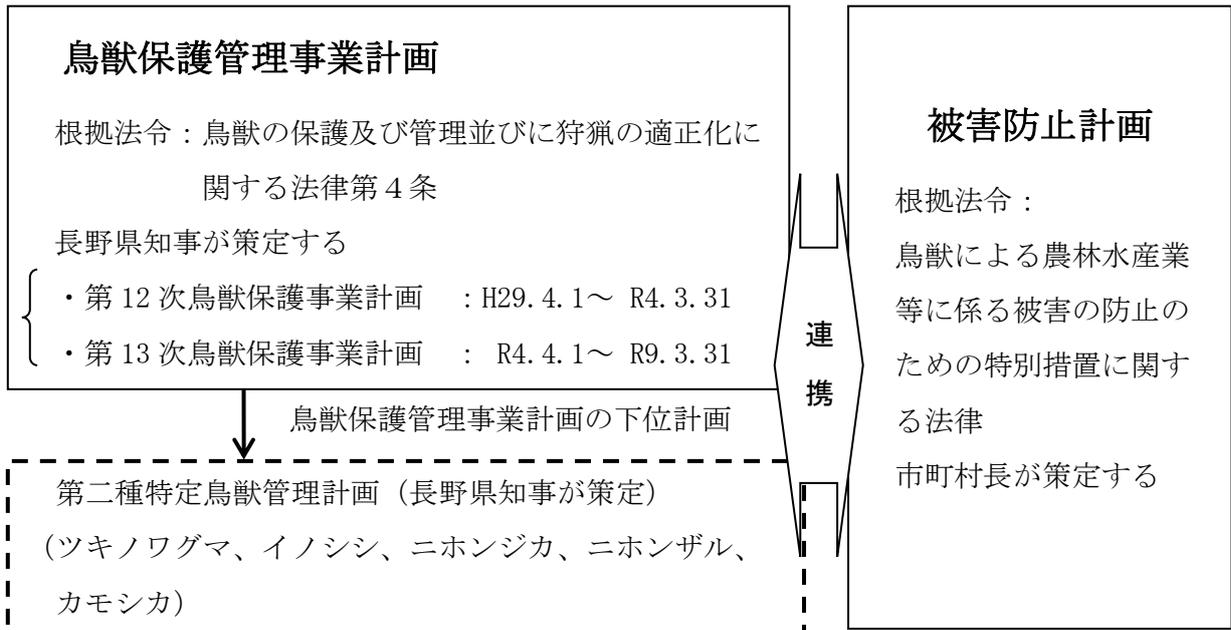
1 背景

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」 根拠法令：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 3 条

環境大臣が策定する (R3. 10 告示)



基本指針に即して、鳥獣保護管理事業計画を定める



2 鳥獣保護管理事業計画の体系

(1) 趣旨

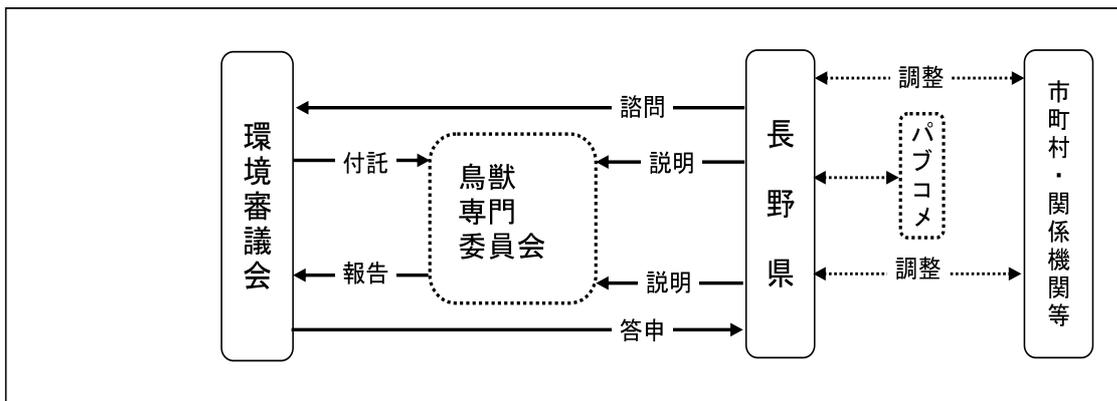
鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣保護区の指定等、鳥獣の保護や狩猟に規制を加えることによる狩猟の適正化や、個体数調整による被害防除対策を行うなどの「鳥獣保護管理事業」を実施するため、県が鳥獣の生息状況など地域の実情に即して策定する計画である。

(2) 事業計画の内容

- 第 1 計画の期間
- 第 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- 第 3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- 第 4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- 第 5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
- 第 6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画作成に関する事項
- 第 7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- 第 8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- 第 9 その他（鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項）

3 第13次鳥獣保護管理事業計画策定までのスケジュール等

(1) 計画策定の体制



(2) 計画策定のスケジュール

実施機関		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国	環境省		● 鳥獣保護 管理小委 員会		● 鳥獣保護 管理小委 員会	● 中央環境 審議会自 然環境部 会で答申	● 基本指針 の告示						
	環境審議会						● 諮問				● 中間報告		● 答申 (目標)
長野県	鳥獣専門委員会									● 中間検討			● 計画案作成
	策定作業		この間、現地機関において市町村等関係者の意向確認、地域の意見等情報収集を行う。						→ 基本指針に則し、 計画素案作成				
	意見募集等								→ 関係機関協議 及び意見集約			● パブリックコメント	

4 鳥獣専門委員会の設置

計画内容の専門性から、幅広い知識と専門的な見地から検討を行う必要があるため、専門の委員会を設置して検討行いたい。

委員会での検討経過は、環境審議会に報告する。